

北海道告示第11026号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

令和 3年 7月 21日

北海道知事 鈴木 直道

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者		登録有効期限
					名称	住所	
北海道第2990号	副産石灰肥料	貝カルパワ ー	アルカリ分 53.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制約事項は公定規格のとおり	株式会社ばんけいリサイクルセンター	札幌市中央区北2条西2丁目41番	令和9年7月26日